

資料 1

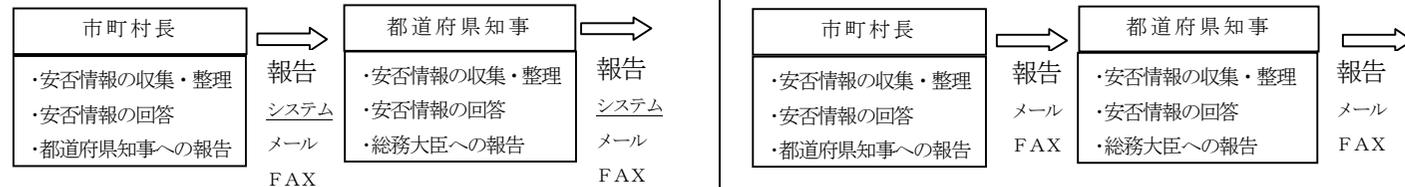
長野県国民保護計画変更（案）新旧対照表

修正箇所	新	旧
第2編第1章 第2 3 (2) 県計画 P23	(2) 相互応援協定の締結等 県は、県境を越える避難や NBC 攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制の構築に努める。 <u>なお、協定については、資料編を参照。</u>	(2) 相互応援協定の締結等 県は、県境を越える避難や NBC 攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制の構築に努める。
第2編第1章 第2 5 (3) 県計画 P25	(3) 関係機関との協定の締結等 県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。 <u>なお、協定については、資料編を参照。</u>	(3) 関係機関との協定の締結等 県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。

<p>第3編第2章 2 【新規追加】 県計画 P48</p>	<p><u>2 現地調整所の設置</u> 知事は、<u>国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、市町村と連携して、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。</u></p> <p><u>3 通信の確保</u></p>	<p><u>2 通信の確保</u></p>
<p>第3編第3章 1（2） 県計画 P49</p>	<p>(2) 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図り、<u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>(2) 県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p>

第3編第6章

県計画 P84



※システムとは、安否情報システム（以下「システム」という。）による安否情報の入力をいう。

第3編第6章

2

県計画 P85

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則としてシステムへの入力で行い、システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第3条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。